

# 第7回柳川市景観審議会 会議録



福岡県柳川市  
建設部都市計画課

## 会 議 録

会議名称	第7回柳川市景観審議会
日 時	平成29年7月7日（金） 16時00分～17時00分
会 場	柳川市民会館 第二会議室
出席者	<p>【委員】柴田委員、山田委員、田上委員、大森委員、山口委員、横山委員、山崎委員、島田委員、佐々木委員、酒井委員（10名）</p> <p>【事務局】 建設部長大淵、都市計画課長高須、都市計画課長補佐目野、都市計画係長梅崎、田中、塚本</p>
欠席者	【委員】田中委員、成松委員（2名）
傍聴者	0名
議題等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会長あいさつ</li> <li>3 議事 議案第1号 景観形成基準外の届出に対する措置について</li> <li>4 閉会</li> </ol>
会議資料	<p>資料1 柳川市景観審議会委員名簿</p> <p>資料2 議案第1号 景観形成基準外の届出に対する措置について</p> <p>資料3 周辺状況及び建物の写真</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>みなさん、こんにちは。 委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ご案内の時間となりましたので、ただ今から、第7回柳川市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の進行役を務めます、柳川市役所建設部都市計画課長の高須と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p><b>【資料説明】</b></p>
事務局	<p>配布資料は以上になります。不足等がございましたらお知らせください。それでは、早速、次第に沿って進めさせていただきます。まず、はじめに、柴田会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p><b>【会長あいさつ】</b></p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、委員12名中、10名の委員にご出席いただいておりますので、定数であります委員の半分以上の出席に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、このような各委員会につきましては、柳川市情報公開条例に基づきまして、公開していくこととなります。本審議会につきましても、議事録を作成し、皆様方のご了解を頂きまして、公開していくこととなります。公開につきましては、市のホームページ等で会議の内容を公開することを予定しております。</p> <p>また、発言者の氏名につきましては、議事録に表記させていただきたいと考えておりますので、発言される場合は、ご自分のお名前を述べてから発言されるようお願いいたします。事務局で議事録を作成後、各委員に発言内容等の確認をさせていただき、各委員の了承をいただいた後、議事録を公表してまいりたいと考えておりますが、ご了解いただけますでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p>
事務局	<p>次に、傍聴についてでございますが、本日は傍聴者がいらっしゃらないようですので、説明は省略します。</p> <p>施行規則第12条の第4項に、審議会の会議は会長が議長となるとありますので、これからの進行につきましては、柴田会長をお願いいたします。</p>
柴田会長	<p>早速ですが、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>【事務局による説明】</p>
柴田会長	<p>1点会長からの確認ですけど、事務局原案としては勧告ではなくて、不適合で助言指導ということですね。例えば、シンプルなものにしなかったからといって、氏名公表や罰則等を行うものではないということですね。</p> <p>補足をさせていただきますが、事前に事務局のほうから相談を受けておりましたので、お諮りしたいポイントは、一つは国道208号線は、商業エリアで、今の現時点で色やデザインがいわゆる柳川の景観という場所ではないので、どこまでこの景観の規制を重んじてもらうかというところです。</p> <p>今回色彩に関しては、事務局との協議の中で、申請者から自主的に色の変更をさせていただいているということで、景観という施策に対する一定の理解があるというのが一つあります。</p> <p>事務局の原案といたしましては、デザインの件に関して、もう少し模様を多用している複雑なところをシンプルにしてもらえないかという助言指導だと聞いております。まちなみに配慮した落ち着いたデザインというところと、国道208号線の景観が若干矛盾しているところもありまして、事務局原案として不適合で助言指導、外壁のデザインをシンプルなものにすることに對して皆様からのご意見、ご質問等を承りたいと思います。</p>
大森委員	<p>質問ですが、そもそもの基準について教えていただきたいと思います。</p> <p>柳川の景観形成の基準というのは、中心市街地とその周りの田園とか、エリアを分けての基準はないのでしょうか。また、こういった塗り替えの場合は、塗り替える部分だけを審査対象とするのか、一部でも塗り替える時は建物全体を対象にするのか。</p> <p>塗り替えない塔の方が私には派手すぎてどうなんだろうと思ったものから。</p>
事務局	<p>まずエリアの基準ですが、エリアは3つに分けております。</p> <p>一つは田園エリアと、中心市街地エリア、有明海干拓地エリアということで3つの地域に分けております。また、中心市街地エリアの中では、特に柳川の雰囲気を残すところはまた個別に分けておまして、中心市街地エリアの中でも特に重要なところである城堀周辺地区、それ以外のところで旧城下町地区、西鉄柳川駅周辺地区というところで、大きく分けると3つですが、細かく分けると5つの地区に分かれておまして、それぞれで基準が少しずつですが違っております。ただ、田園エリアと有明海干拓地エリアにつきましては、ほぼ同様の基準となっております。</p>
大森委員	<p>審議会の時によろしかったら、基準を決めた冊子を配布していただくというかと思います。そうすると、今回塗り替える色彩は基準に合っているということで、この塗り替えられない塔状のものは、色は基準外ということでしょうか。</p>

事務局	<p>そうです。塗り替えないこの部分については色は基準外です。</p> <p>今回色の塗り替えに関しては大規模なもの、建築面積でいいますと500㎡以上、若しくは高さが10m以上のものについては届出をしてもらうということにしておりますので、部分的ではありますが、今回は届出を出していただいております。</p>
大森委員	<p>審査の対象となるのは、塗り替えの部分だけということでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。今回はここだけを見ております。</p>
柴田会長	<p>景観計画の規制上の課題も含まれているということで、これに関してはまた後で審議するとして、まずは原案に対するご意見・質問ありますでしょうか。</p>
佐々木委員	<p>このエリアは田園エリアでありながらも幹線道路沿いで、非常に大型店も多くて、色彩は基準があると認識していましたが、細かいデザインについても基準があるということで、逆に専門の先生に尋ねたいのですが、例えば、歴史文化に合った景観、近代的な景観、このような細かいデザインがどのように影響するのかを学識的な評価があれば教えていただきたい。</p>
田上委員	<p>建築の形態については大きさ、材料、色、などの制限が考えられる。なかなか一つの項にまとめるのが難しく、その場所その場所で固有の論理に沿って判断していく。形そのものというよりは形の背後にある文脈とか歴史とかを細かに解読してそれぞれを判断していくということだと思います。</p>
大森委員	<p>この複雑なデザインとはどういうものかと言われても、先ほど田上先生がおっしゃられましたけども、地域のことを考えて判断するかということが必要かと思います。</p> <p>今回の複雑なデザインもいわゆる三角形の模様を組み合わせたもので、色も派手ではありません。色としては十分適合していると思います。</p> <p>ただこの模様が複雑なデザインかどうかという判断は、なかなか難しいのですが、これを複雑な模様と事務局で判断されたのは、この壁面の大きな面積を占めているデザインがかなり細かい部分に分けられて色を塗られているので、複雑なデザインと判断されたのだらうと思います。</p> <p>ただ、ここの通りは、確かに先ほどの写真ではものすごく看板も氾濫しておりますけれども、私はあれでいいとは思いません。もっと整理されるべきだと思います。賑やかさを出すにしても、看板が氾濫していれば賑やかというわけでもありませんので、一つ一つ皆さん話し合っていてシンプルにしていくべきかなと思います。</p>
柴田会長	<p>デザインを評価する時の一つのポイントは、まずこのデザインじゃないとだめなのか、というところで、確か根拠を聞かれていますよね。このデザインにした根拠についても申請者より回答をいただいているという事なので、そ</p>

	<p>の理由を読み上げていただけますか。</p>
事務局	<p>申請者にこのデザインにされた意図をお尋ねしたところ、「日本伝統文様の麻の葉を取り入れたデザインです。」と回答をいただいております。</p>
柴田会長	<p>そうなった時に麻の葉をここに持ってこなければいけない理由が妥当かどうかというのもデザイン主が考えるポイントにはなっていて、伝統的な文様を入れたのであれば、このデザインじゃなくても別に解決策はあるので、他のデザインでもいいですし、麻の葉が柳川に関係しているわけでもない。地縁性、景観性という点でもそんなに理由が見当たらない。この模様にしなければならない必然的な理由も見当たらない。この形は丸だからいい、三角がいい、複雑かどうかということは、明確な基準というよりは、その場その場の建築自体の収まりがあったり、その場その場で議論していくのが一般的ですが、この場合、この場所にこのエリアでこの複雑な模様が本当にデザイン性が高いのかということに疑問があって、今回は不適合ということになっております。</p> <p>確かに大森先生がおっしゃられていたように、私も同感で、色が溢れていればいいということでもなく、質がよい色とデザインの多様さが求められるべきじゃないか、この景観計画で田園エリアはそのように設定されていたんではないかと主旨としては感じております。</p>
佐々木委員	<p>企業のイメージカラー、イメージデザインがあって、今のままだでも十分その企業らしいと思うのですが、これよりもずっと派手でひどい赤と緑の対称色を使った薬局などは柳川の色彩に合わない。景観条例ができた時には既に建っていたのかわかりませんが、どういうイメージで、田園エリアであっても幹線道路沿いの色彩とかデザインを誘導していくのか、その辺の方向性がどうなのかなというところと細かいデザインがどうなのかな。</p> <p>私も暮らしていて、その企業の建物をしっかり見たこともなかったですが、田園エリアの幹線道路沿いと本当の田園地帯と、そこをどうするのかという方向性のしっかりとした方針、われわれ素人でもイメージしやすいような指針を示していただくと非常に判断しやすいかなと思います。</p>
事務局	<p>正直なところを申しますと、当初これを作った時、一律田園地区、田園エリアの中の幹線道路沿いであろうとも、田園エリアの雰囲気大切にしていこうというところで大きく縛りをつけていたというのがあります。</p> <p>ただ、実際の届出を続けていますと、やはり何かしらの不具合が出てきているというのはございますので、そのあたりにつきましては検討を加えていきたいと思っております。</p> <p>今の時点でどうしますというのはなかなか言えないところがありますけども、今後の課題と言うことで対応させていただければと思います。</p>
佐々木委員	<p>あと1点、いいでしょうか。助言指導と勧告と変更命令、数字で表せるといいのですが、その境目というのは基準があるのでしょうか。</p>

事務局	<p>変更命令に従わない時は、罰則の形になるのですが、有識者の言葉の一つとして、一定の景観、赤瓦のまちとか、蔵のまちとか、もともと景観の集積がある場所で明確な理由がない限りは変更命令は難しいのではないかとというのがあります。実際に変更命令を行ったのは、全国的にも今までで1件となっております。</p> <p>勧告についてですが、数字でと言うことでしたので、国より資料いただいておりますが、こちらについては公表データではないということで口頭になります。《公表不可》</p> <p>勧告については氏名公表ができると条例で決めておりますが、こちらについても、柳川市でいうと城堀周辺地区に派手な建物が建つなど、ある程度の明確な理由で不適合となれば、行うことができるのではないかと考えております。それ以外が助言指導という形になります。</p>
山口委員	<p>色彩の観点で申しますと、部分的な塗り替えではありますが、対象となる部分だけではなく、全体で考えないといけないと思います。非常に特殊なケースですので、判断が難しいところです。本日現地を見せていただきましたが、時間的な余裕があれば、部分的にではなく、建物全体に対して望ましい方向性を示すための協議をしたほうがよいと思います。</p> <p>また、建物の場所として、田園エリアにあるということがあります。建物の南側からみるとまさに田園の中にこの建物が存在するように見受けられます。現在の派手な色彩は、南面であれば問題がある色だと思います。今回は、北面と西面ということでした。</p> <p>さらに柳川の色の基準について、青紫、紫、赤紫は認めないことになっていて、色の選択肢が狭められています。沿道の店舗もベースに青紫を使っているところもあります。全部認めないというのは、矛盾を生んでしまうことになるので、協議した方がいいと思います。</p> <p>また、ドラッグストアなどは、建築物全体を看板化しているものがあります。柳川市は、屋外広告物は、県条例で運用されていますが、沿道景観をどのようにコントロールすると望ましいのか、高さや大きさなど今後話し合っていく必要があるのではと思いました。</p> <p>今回のデザインについてですが、三角のグラフィックが麻の葉であるということについては、トータルで美しいなど特別な理由があればいいですが、その議論はできないので事務局原案でやむを得ないかと思います。</p>
柴田会長	<p>前に、瓦の色の話があった時にも、山口委員の方から、こういったご指摘を受けていたのではないかと思います。</p> <p>柳川の景観計画の色に関するチェックは早急に見直していかなければいけないのではないかと改めて思いました。</p>
山口委員	<p>参考までに色相持ってきたので紫、赤紫、青紫はだめというのは、あれもこれも駄目となってしまいます。</p> <p>(以下、色相説明)</p>

	<p>今後、色相を増やして彩度を落とす。もう少し厳しさを緩和してはどうかと思う次第です。</p>
横山委員	<p>藤の花の色も、花菖蒲も紫ですよ。花菖蒲を40年ほど作っておりまして、典型的な色は紫です。花菖蒲をイメージしたり、藤の花をイメージしたりすると、その紫は駄目ということですか。</p>
山口委員	<p>基本的には、例えばラベンダーだったら、それを全面に使うという発想はやめてくださいということだと思います。</p> <p>でも、その花菖蒲を美しく見せる色として、背景の色はどうなったらいいかという考え方をすればいいと思うんです。そしたら、例えばグレーでも単純にグレーでいいと思うけど、その中にちょっと花菖蒲が持っている色味からの背景の色を少し含んでいると、すごく美しく見えるんです。誘導されると言いますか、その組み合わせで。だから、それがだめということは、美しさを引き立てる上でもちょっと残念かなという感じになるかと思います。</p>
田上委員	<p>事務局で作成された不適合で助言指導ということですが、指導内容がデザインはシンプルなものにすることだと更に悪くなる可能性もありますので、その助言内容を田園エリアに調和し、著しく誘目性にかかるようなデザインにしないこと、これより悪くならないように具体的に指導された方がいいかもしれません。</p>
大森委員	<p>私も不適合で助言指導でよろしいと思うんですが、その場合の理由の田園エリアにあっても、賑やかなところだからそれでいいというのは、田園エリアの基準が一つしかない現在の状況では違和感があります。周辺の自然環境、まち並みへの影響が少ないとは思えません。まち並みって言うのはそこに今あるまち並みだろうと思うんですけど、田園エリアでも幹線道路沿いであったりすると、当然見え方も違ってくるので、田園エリアという一括りではなく、もう一つ幹線道路である場合の景観形成基準がいるのかなと思いました。</p> <p>それから先ほどの写真で屋外広告物がものすごい状況になっておりますので、看板の規制を全域とは言いませんが、柳川での屋外広告物規制が必要なのではないかなと思いました。</p> <p>周辺地域の自然環境まち並みへの影響が少ないと私はとても思えないんですけど。そういう風に判断された理由があれば教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>事務局としては、デザインを一律に判断することが難しいと考えておりまして、一件一件丁寧に対応していきたいと考えております。田園エリアにつきましても、先ほどご指摘がありましたとおり、こちらについては沿道景観ということで商業店舗が集積している場所ですので、田園エリア全体としての影響が少ないということではなく、沿道に店舗が集積している場所なので影響が少ないと考えているところです。</p>
柴田会長	<p>それでは、自然環境という言葉は矛盾していますね。周辺地域へのという</p>



	<p>ことですか。田園越しの写真を見たら、とても影響が少ないとは思えないですね。派手にすれば儲かるというわけでもない気もしますが。</p> <p>審議結果として、今回の案件は不適合で助言指導。</p> <p>内容としては、外壁のデザインについて、先程、田上先生からありましたけれども、著しく誘目性を引くものにしないということで、具体的な文言を加えて助言指導として結論として出したいと思います。含めて今回の案とは違いますが、市の景観計画上の課題としてまとめておきますが、今回のようなケースにおいて部分的なところだけでデザインの評価をするのではなくて、建物全体としてどう評価するのかと田園エリア内の精査、田園という自然と幹線道路の景観があまりにも違いすぎるという混乱がありますので、市として早急に対応を考えてもらう。</p> <p>先程、対応の一つとして青紫の問題とか、色相を増やして彩度は落とすとか、今、現行でしている柳川の色彩の基準についてメスを入れるとか、基準について対応を考えるということと、具体的な指針、デザインの方針、ガイドラインのようなものを早急に考えていくということを含めて、審議会は結論として出したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>それでは第1号議案につきましてはこれで終了させていただきます。本日の議事はこれのみですが、全体を通して何かございますか。</p> <p>佐々木委員</p> <p>せっかくの機会なので、色彩とかデザインではなくて、重要エリアで工作物を建替えるとか改修するとか、そういう規制はあるのですが、掘割内の工作物の看板やポートを、市に届出をせず掘割に橋を出して倉庫代わりにしていたりしている例が、特に重要エリア内にある。</p> <p>特に観光客が来るような柳川らしいところにそういうものがある。どう見てもそぐわない。既得権益があるのかわかりませんが、景観条例を打ち出している柳川市ですからそれについても是非検討すべきじゃないのかなと、一度、具体例を事務局より示していただき、専門家としての評価をしてもらいたいと思います。</p> <p>もう一つは、この届出、事業者はご存知だと思いますけど、一般の市民の方の認識が非常に低い。知らないうちに重要エリアの非常に古い建物が取り壊されていた。市も全く気づかなかった。</p> <p>やはり市民の意識の啓発は重要だと思いますし、実際、景観条例があっってこういう指導があっって、改善されましたというのを、市報等で景観条例が機能しているというのを広く示していただくのも啓発につながると思いますので、その2点よろしくお願いします。</p> <p>柴田会長</p> <p>大変貴重なご意見だと思います。ありがとうございます。</p> <p>事務局</p> <p>柴田会長ありがとうございました。委員の皆さんに置かれましては、長時間に渡り熱心なご審議を行っていただきましてありがとうございました。以</p>
--	---

	上をもちまして、第7回柳川市景観審議会を終わらせて頂きます。本日は誠にありがとうございました。
--	---